

令和7年度

印旛沼二期農業水利事業

埜原第6号支線末端用水路工事積算参考資料作成業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 印旛沼二期農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 印旛沼二期農業水利事業埜原第6号支線末端用水路工事積算参考資料作成業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 この業務は、国営印旛沼二期土地改良事業の事業計画に基づき建設される埜原第6号支線用水路工事の発注に必要な積算参考資料の作成を行うものである。

(場所)

第1-3条 この業務において対象とする埜原第6号支線用水路工事の建設予定地は、千葉県印西市中根地先ほかで別添施行位置図に示すとおりである。

(作業概要)

第1-4条 この業務は、次の工事の発注に必要な積算参考資料の作成を行うものであり、概要は次のとおりである。

(1) 埜原第6号支線用水路工事

1) 埜原第6号支線用水路 (1工区) (測点6NO.3+44.913~測点6NO.25+5.788 区間) (2工区)

パイプライン VPφ300、VUφ200 L=1,056.316m

2) 吐水槽 5.0m×5.0m×H11.4m 一式

パイプライン VUφ300 (6NO.20~6NO.0+4.811) L=114.214m

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術管理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-6条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-7条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-8条 受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 積算参考資料の作成は、「令和7年度農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」及び「令和7年度農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に基づき実施するものとする。

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
設計関係資料	平成25年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原支線水路実施設計その他業務 報告書	1式
〃	平成29年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原水路補足設計業務 報告書	〃
〃	令和4年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原支線水路設計業務（6号支線末端その他） 報告書	〃
〃	令和5年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原6号支線末端路線検討業務 報告書	〃
〃	令和6年度 印旛沼二期農業水利事業 埜原地区工法検討業務 報告書	〃

(貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に定める貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。
- (2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料は、厳重に保管するとともに、複写等の行為を禁止とする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表（パイプライン）

作業項目	数量	備考
(1) 現地調査	工事1件	

(2) 設計関係資料把握	工事1件	
(3) 設計図作成	40枚	
(4) 数量計算書作成	50枚	
(5) 施工計画書作成	工事2件	
(6) 積算資料及び施工単価条件資料の作成	50枚	
(7) 特別単価作成	5単価	
(8) 標準積算システム入力	工事2件	
(9) 点検取りまとめ	工事2件	

作業項目表（吐水槽）

作業項目	数量	備考
(1) 現地調査	工事1件	
(2) 設計関係資料把握	工事1件	
(3) 設計図作成	40枚	
(4) 数量計算書作成	40枚	
(5) 施工計画書作成	工事1件	
(6) 特別仕様書作成	工事1件	
(7) 積算資料及び施工単価条件資料の作成	50枚	
(8) 特別単価作成	10単価	
(9) 標準積算システム入力	工事1件	
(10) 点検取りまとめ	工事1件	

（作業の留意点）

第3-2条 本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- (1) 現地調査を行い、貸与資料の内容を十分把握するとともに、現場条件を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。
- (2) 貸与資料の内容を十分理解のうえ、施工歩掛、施工機械の選定等を行うものとする。
- (3) 施工計画（仮設工事計画を含む。）は、施工性及び経済性を考慮、検討のうえ、監督職員と協議し、作成するものとする。作成する資料には、施工手順図及び別に様式を示す施工技術審査表を含めるものとする。
- (4) 作業にあたって、第1-4条に示す吐水槽については、別に指示する審査会（令和8年2月下旬を予定）までに完成させるものとする。
- (5) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。「工事工種の体系化」は、http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html を参照すること。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階（積算参考資料作成の基本指示及び資料の貸与）

第2回 中間打合せ（積算システム入力前）（web）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県佐倉市宮小路町28番地 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第1-4条に示す「作業概要」に変更が生じた場合。

(2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

(4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

(5) 履行期間の変更が生じた場合。

(6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。

(7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

1) 作業項目内訳表 (パイプライン)

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
(1) 現地調査	対象工事の実施設計業務報告書 (以下「実施設計業務報告書」という。)に基づき現地を確認する。	○	
(2) 設計関係資料把握	実施設計業務報告書から本業務の作業 (工事) 範囲の確認、照合作業を行うとともに、作業計画を樹立する。 a. 実施設計業務報告書 (数量計算書を除く) b. 設計図 c. 数量計算書	○	
(3) 設計図作成	実施設計業務報告書の設計図 (仮設図含む) を修正し、工事発注図面を作成する。ここでいう修正とは、工区割りによる修正、施工範囲の明示、図面タイトル修正をいう。	○	
(4) 数量計算書作成	実施設計業務報告書の数量計算書を発注予定工事毎にとりまとめる。	○	
(5) 施工計画書作成	実施設計業務報告書の施工計画 (仮設工事計画含む) 及び工事工程表の修正を行う。	○	
(6) 積算資料及び 施工単価条件資料の作成	各工種において、積算の根拠 (施工歩掛、施工機械の選定等) 資料及び施工単価条件の選定 資料等を作成する。	○	
(7) 特別単価作成	単価を作成する際、土地改良工事積算基準及び工事工種体系が定められていない工種で、各 歩掛を組み合わせ構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。	○	
(8) 標準積算システム入力	業務等を発注する事業 (務) 所において標準積算システムを利用して積算書を作成する。	○	
(9) 点検取りまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○	

2) 作業項目内訳表 (吐水槽)

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
(1) 現地調査	対象工事の実施設計業務報告書 (以下「実施設計業務報告書」という。)に基づき現地を確認する。	○	
(2) 設計関係資料把握	実施設計業務報告書から本業務の作業 (工事) 範囲の確認、照合作業を行うとともに、作業計画を樹立する。 a. 実施設計業務報告書 (数量計算書を除く) b. 設計図 c. 数量計算書	○	
(3) 設計図作成	実施設計業務報告書の設計図 (仮設図含む) を修正し、工事発注図面を作成する。ここでいう修正とは、工区割りによる修正、施工範囲の明示、図面タイトル修正をいう。	○	
(4) 数量計算書作成	実施設計業務報告書の数量計算書を発注予定工事毎にとりまとめる。	○	
(5) 施工計画書作成	実施設計業務報告書の施工計画 (仮設工事計画含む) 及び工事工程表の修正を行う。	○	
(6) 特別仕様書作成	提示する類似の工事の例を見本として、特別仕様書 (工事数量表含む) を作成する。	○	
(7) 積算資料及び 施工単価条件資料の作成	各工種において、積算の根拠 (施工歩掛、施工機械の選定等) 資料及び施工単価条件の選定 資料等を作成する。	○	
(8) 特別単価作成	単価を作成する際、土地改良工事積算基準及び工事工種体系が定められていない工種で、各 歩掛を組み合わせ構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。	○	
(9) 標準積算システム入力	業務等を発注する事業 (務) 所において標準積算システムを利用して積算書を作成する。	○	
(10) 点検取りまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○	

